

開催年月日 令和3年2月25日(木)

質問者 日本共産党 菊地 葉子 議員

答弁者 知事 鈴木 直道

| 質問内容 | 答弁内容 |
|---|--|
| <p>一 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について</p> <p>(一) 市町村への支援等について</p> <p>接種の実施主体となる市町村は、感染対策の基本的な取り組みと、ワクチン接種という2つの大きな役割を担うことになり、それを支える体制への支援が必要です。</p> <p>広域的な視点で市町村を支援するのが道の役割とありますが、医師が1人しかいない市町村への対応を含め、どのような支援を行うのか伺います。</p> <p>また、ワクチンがいつどのように届くのかなど、自治体への正確な情報確保に向けた体制をどう構築されるのか伺います。</p> <p>(二) 相談対応について</p> <p>医療従事者への優先接種においては、副反応に備えた救急対応の職員確保が課題になります。副反応への対応や職員確保は個人病院任せではなく、自治体主導で地域の医療機関一体で行うことが望ましいと考えます。</p> <p>医療機能に支障が出ることなく、副反応が出た場合の職員体制も含め、市町村や医療機関からの相談にどのように対応していくのか伺います。</p> <p>(三) 優先接種について</p> <p>補正予算案では、医療従事者等の優先接種者への対応や調整に係る費用が計上されています。</p> <p>一方で、介護・福祉事業所の職員へのワクチン接種は、高齢者優先接種と同等の優先順位とすべきと考えます。</p> <p>国に働きかけるとともに、道としても独自に優先接種する必要があると考えますが、見解を伺います。</p> | <p>【知事】</p> <p>ワクチン接種に係る市町村への支援についてありますが、新型コロナウイルスワクチンの接種に当たっては、希望される方が、身近な地域で、円滑かつ確実にワクチンの接種を受けることができる体制をしっかりと整えることが重要であると認識しております。</p> <p>こうした中、道では、本年1月1日付けで全庁的な組織である対策本部指揮室にワクチン接種に係る業務を専掌する「ワクチン等予防対策班」を設置したところであります。</p> <p>広域分散型で小規模自治体が多く、離島などの遠隔地もある本道において、地域の実情に即した円滑かつ効果的な接種体制が整えられるよう、地域の医療機関はもとより、医師会など医療関係団体や市町村等との情報共有をさらに緊密に行うなどしながら、地域における接種体制の整備を進めてまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>接種体制等についてありますが、道では、医療従事者等への優先接種の実施に当たって、接種場所となる医療機関や医療従事者の診療業務等に影響が生じることがないように、その接種体制を整えることが重要と考えることから、現在、医療機関はもとより、医療関係団体や市町村等とも連携しながら、接種体制の整備を進めているところであります。</p> <p>また、市町村や医療機関に対し、医療従事者の先行接種等で得られたノウハウや他の自治体の取組を紹介するなどしながら、市町村や医療機関からの相談にも丁寧に対応するなどして、地域での接種が円滑かつ効果的に進められるよう、その支援に努めてまいります。</p> <p>【知事】</p> <p>接種順位についてありますが、国では、新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論を踏まえ、重症化リスクの大きさや業務の特性等を考慮し、まずは医療従事者等に、次に高齢者の方、その後、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、一般住民へ、順次接種を行うこととしたところであります。</p> <p>こうした中、国の「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方」において、接種順位の特例として、施設内の集団感染対策のより一層の推進のため、ワクチンの流通単位の観点から効率性に留意した上で、市町村と介護保険施設等の双方の体制が整う場合などに、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされているところであります。道としても、こうした考え方の下、地域の実情にも配慮しながら、接種を進めてまいります。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>二 生活福祉資金貸付事業費補助金について</p> <p>次に、生活福祉資金貸付事業費補助金についてです。</p> <p>本補正予算案により、最大貸付額が140万円から200万円に拡充されました。</p> <p>しかし、新規貸付期限の延長は2021年3月となっており、更なる延長は不可欠であり、4月以降の延長を国に求めるべきではありませんか、伺います。</p> | <p>【知事】</p> <p>次に、生活福祉資金の貸付についてですが、生活福祉資金の特例貸付制度は、生活に困窮される方々の暮らしを支えるセーフティネットの一つとして、大変重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>このため、道では、新型コロナウイルス感染症の収束が、未だ、見通せない中、今後も、円滑できめ細やかな相談支援をはじめ、速やかな資金の交付や、貸付状況等の適切な把握に努めるとともに、国の動向も見極めながら、更なる期間の延長等について働きかけるなど、市町村や関係機関の皆様とも緊密な連携を図りながら、生活に困窮される方々への支援の充実に向け、取り組んでまいります。</p> |